

新旧対照表

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準

新			旧		
商品	表示事項	表示の方法	商品	表示事項	表示の方法
(削除)			調理冷凍食品(製造し、又は加工した食品を急速に凍結したもので、包装されたものに限る。ただし、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第3に規定する調理冷凍食品を除く。)	原材料配合割合(商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る。)	原材料配合割合は、名称が付された当該原材料の仕込み時の標準配合割合をパーセントの単位で単位名を明記して表示すること。ただし、標準配合割合を表示することが困難なものにあつては、その表示を省略することができる。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)